2022/令和 4 年度 伝統工芸士認定試験 受験要領

一般財団法人 伝統的工芸品産業振興協会

~ 産地振興のリーダーとなってくださる方を募集します ~

伝統的工芸品は、主要工程が手づくりであり、高度の伝統的技法によるものであるため、その習得には長い年月が必要となります。また、生活様式の変化に伴い、伝統的工芸品の需要が低迷していることなどにより後継者の確保育成が難しく、業界全体の大きな課題となっています。この課題に対処するため、伝産協会では「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」第24条第8号の規定により本事業を実施し、試験に合格した方に「伝統工芸士」の称号を贈り、その社会的地位を高めることにより、伝統的工芸品産業の振興を図っています。

伝統工芸士は、高度な技術を保持する自負と責任を持って産地のリーダーとして産地組合活動への協力、産地振興のための活動を行うこと、また、産地伝統工芸士会に参加または同会を結成し、日本伝統工芸士会に加入して、全国の伝統工芸士相互の交流や活動を通じて産地振興に努めることが「伝統工芸士認定事業実施要領」及び「伝統工芸士認定事業実施細則」に定められています。また、産地の後継者に自身の技術・技法を指導することも伝統工芸士に求められる大きな役割です。

【受験資格】

経済産業大臣指定伝統的工芸品の製造に現在も直接従事し、2022 令和43年4月1日現在、実務経験年数が12 年以上の方。

【試験の内容】

受験者が製造する伝統的工芸品、工芸材料または工芸用具の伝統的技術・技法のうち、裏表紙の「伝統的工芸士試験 部門一覧表」に示す部門ごとに、「実技試験」と「知識試験」並びに「面接試験」を行います。

実技試験

「工程」と「作品」の2科目について審査を行います。工程科首は技術・技法などのほか、作業準備から後片付けまでの手際も含め、作業全般を審査します。作品科目は「課題作品」の審査を原則としますが、特別な場合には「自由作品」または両方の審査が行われることがあります。

知識試験

伝統的工芸品に関する法律や一般知識に関する「共通科目」の多技選択方式による筆記試験を行います。

面接試験

産地振興のために行っている活動や後継者の指導状況等について伺います。

【受験料】

7, 200円 〈(ただし、知識試験のみの再受験料は3, 500円)

※組合員でない方は、別途、事務手数料が徴収される場合がありますので、産地組合へお問い合わせ下さい。

【受験の申し込み】

受験申請書に必要事項を記入し、受験料を添えて、2022年6月10日(金)までに産地組合へ提出して下さい。

【試験の日程】

1) 受験申請締切り 2022年6月10日(金)

2) 実技試験(工程科目と作品科目) 2022年9月1日(木)から11月3日(木)までの間

3) 面接試験 2022年9月1日(木) から11月3日(木) までの間

4) 知識試験(全国共通) 2022年10月6日(木)午前中 全国一斉実施

5) 合格発表 2022年12月下旬産地組合を経てご本人あてに通知します。

※実技試験及び面接試験の日程・時間及び会場は産地ごとに設定しますので、詳細は組合にお問い合わせください。

【試験に合格した方】

登録料10,200円を添えて、登録の申請を行ってください。

2023年2月25日(土)付で伝統工芸士登録簿に登録し、認定証、登録証、徽章(銀製)を交付します。

※伝統工芸士楯および徽章(金製)は、希望する方に有償にて頒布します。

【伝統工芸士更新試験】

伝統工芸士として登録された方は、5年後に「伝統工芸士更新試験」を受験してください。その後も、5年ごとに更 新試験を受験してください。受験されない場合、伝統工芸士称号の使用停止、伝統工芸士登録簿の抹消となる場合が ありますので、ご注意ください。